

厚真町新庁舎等ネットワーク基本設計委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

厚真町

令和 6年 1 月 9 日

## 目次

1.	事業の概要 .....	- 1 -
2.	参加資格要件.....	- 1 -
3.	スケジュール.....	- 2 -
4.	参加表明書の提出等.....	- 2 -
5.	質問及び回答.....	- 3 -
6.	提出書類及び評価方法.....	- 3 -
7.	参加の辞退及び失格事項 .....	- 5 -
8.	受託候補者の選定、通知及び公表.....	- 5 -
9.	契約に関する基本事項.....	- 5 -
10.	その他 注意事項等 .....	- 6 -
	厚真町新庁舎内ネットワーク基本設計委託業務に関する公募型プロポーザル評価要領 ..	- 7 -

## 1. 事業の概要

### (1) 目的

厚真町（以下、「本町」という。）では、役場庁舎をはじめとする周辺の公共施設の老朽化が進んでいることを受け、これらを一体化して整理・整備する「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画」を策定している。この中では、基本理念や整備方針に始まり将来の本町が目指すまちのかたちが描かれており、特に行政、文化、福祉、教育、子育てなど様々な都市機能が集積した庁舎周辺エリアは、人々が集まる重要な中心地であり“ひろば”として定義されている。この“ひろば”を整備することで、まちの明るい未来が生まれるという基本理念の元、安心安全で賑わいのある、住民同士が交流する場所としてのストレスフリーな新庁舎を目指している。これらを実現するために欠かせない基幹業務や住民サービスを継続的に運用していくためにも将来を見据えたネットワークの在り方を検討しなければならない。

平成 28 年度にネットワーク強靱化事業として大規模な構築をしてから 7 年が経過しているが、この間、ネットワーク体系への大幅な変更は行わず運用してきており、新たに増えた業務などで個別にネットワークを構築するなど複雑化してきている。

また、生産年齢人口の減少に伴い、自治体が担っている行政サービスを安定的かつ持続可能な形で提供し続ける必要があることや ICT 利活用の高度化・多様化がより一層進む情勢を踏まえ、現行のネットワーク機能を再検討することなども考慮しネットワーク基盤を検討している。本町は、これらの時代背景を鑑み、ネットワーク基盤を整備することで業務プロセス効率化による職員の生産性の向上を実現する足掛かりとするとともに住民サービスの充実につなげる考えである。

本委託においては、自治体情報セキュリティポリシーおよび自治体 DX 推進計画手順書を踏まえ、現ネットワークの情報を整理し新庁舎移設時に安全に移行できることを前提として、本町が目指す誰もが利用しやすくコンパクトで頼れる行政拠点としての新庁舎に相応しいネットワーク基盤の基本設計を行うものである。

本基本設計に基づき、次年度以降に別途調達をするための仕様書の基礎資料を作成することを目的とする。

- (2) 業務名 厚真町新庁舎等ネットワーク基本設計委託業務
- (3) 業務内容 厚真町新庁舎等ネットワーク基本設計委託業務仕様書 のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日 まで
- (5) 予算額 15,840,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内
- (6) 担当部署 厚真町 総務課総務人事グループ（担当：小山田）

電話：0145-27-2322 FAX：0145-27-2328

E-mail：[soumu@town.atsuma.lg.jp](mailto:soumu@town.atsuma.lg.jp)

## 2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者(以下、「提案者」という。)は、単独企業または業務を共同連帯し受託するため 2 以上の者を構成員として結成された共同企業体によるものとし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。共同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととし、次に掲げる事項の全てをその構成員が満たすこ

とする。

- (1) 令和5年度厚真町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 厚真町から指名停止の措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱(平成25年1月1日施行)に該当しない者であること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務体制を有し、過去5年以内に地方公共団体において本業務と同種のネットワーク基本設計業務の実績を有する者。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、過去5年以内に本業務と同様のネットワーク基本設計業務の業務管理の実績を持っている者を業務管理者として配置し、本業務を確実に遂行することができること。

### 3. スケジュール

①	実施要領等の公表・配布	令和6年1月9日(火)
②	実施要領等に関する質問受付期限	令和6年1月16日(火)
③	上記に対する質問回答日	令和6年1月19日(金)
④	参加表明書の提出期限	令和6年1月26日(金)午後5時まで
⑤	参加資格確認結果の通知及び企画提案書の提出要請	令和6年1月31日(水)
⑥	企画提案書の提出期限	令和6年2月16日(金)午後5時まで
⑦	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年2月26日(月)
⑧	審査結果の通知	令和6年3月上旬
⑨	契約締結	令和6年3月上旬

### 4. 参加表明書の提出等

プロポーザルに参加しようとするものは、以下に示す書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類と提出部数

- ア 参加表明書(様式第1号) 1部
- イ 事業者概要(様式第2号) 1部
- ウ 業務管理者の実績等(様式第3号) 1部
- エ 業務実施体制(様式第4号) 1部
- オ 本店所在地の市町村税(本店所在地が特別区の場合にあっては都税)に滞納が

- ないことの証明書<提出日前3か月以内に発行されたもの> 1部
- カ 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書  
(本店所在地の管轄の税務署が発行する「納税証明書その3の3様式(法人)又はその3の2様式(個人)」。<提出日前3か月以内に発行されたもの>) 1部
- キ 契約実績届出書(様式第5-1号、様式第5-2号) 1部

## (2) 提出方法

- ア 提出期限 令和6年1月26日(金)午後5時まで
- イ 提出方法 郵送(提出期限内に必着とし、書留郵便等の到達が確認できる郵便とする。)により提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り直接持参による提出も可とする。
- ウ 提出先 1の(6)に同じ

## (3) 提案者の決定及び通知

- 提出された参加表明書等の内容を審査し、その結果について令和6年1月31日(水)までに次に掲げる事項を記載した審査結果通知を電子メールにて提出者宛てに通知する。
- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
  - イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨、その理由

## 5. 質問及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和6年1月9日(火)から1月16日(火)午後5時までに、質問書(様式第6号)を電子メールにて担当部署あてに提出し、かつ電話により担当部署あてに提出した旨を連絡すること。

(なお、質問書の提出及び連絡は、上記提出期間内の土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

質問に対する回答は、令和6年1月19日(金)までに質問者あて電子メールで回答するほか、厚真町公式ウェブサイト上に掲載する。この場合、質問者の事業所名や氏名は公表しないものとし、また回答書に記載した内容は実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 6. 提出書類及び評価方法

参加資格が認められた参加者を対象に、企画提案書等の提出を求めるほか、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査(以下「ヒアリング審査等」という。)を実施する。

なお、ヒアリング審査等の詳細な実施日時及び会場については、参加者に別途通知するものとする。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第7号）
  - イ 企画提案書（任意様式）
- ※「厚真町新庁舎等ネットワーク基本設計委託業務仕様書」に基づき作成すること。
- ウ 導入工程表（任意様式）
  - エ 参考見積書（様式第8号もしくは任意様式でも可）及び内訳書（任意様式）
- (2) 提出部数 紙媒体（正本 1部）  
PDFデータ（CD-RまたはDVD-R 1部）
- (3) 提出期限 令和6年2月16日（金）午後5時 必着
- (4) 提出方法 郵送（提出期限内に必着とし、書留郵便等の到達が確認できる郵便とする。）より提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り直接持参による提出も可とする。
- (5) 提出先 1の（6）に同じ
- (6) 作成上の注意事項
- ア 提出資料の用紙サイズは、A4判とすること。
  - イ 企画提案は、1企画提案者につき一つ限りとする。
  - ウ 企画提案内容の文書の補完のために、画像やイラスト等を用いることを可とする。
  - エ 企画提案書等については、後述するヒアリング審査等における説明資料とする。（ヒアリング審査等の当日は、提出済みの企画提案書以外の資料等の配付は認めない。）
- (7) ヒアリング審査等
- 企画提案書等に係るヒアリング審査等は、次により行うものとする。
- ア ヒアリング審査等は、技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。
  - イ ヒアリング審査等は、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配付等は認めないものとする。
  - ウ ヒアリング審査等では、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し、自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。（※プロジェクター及びスクリーンは、町が用意する。）
  - エ ヒアリング審査等の説明者は、説明者及び補助者を合わせて4人以内とする。
  - オ ヒアリング審査等の順番は、参加者あてに別途通知する。
  - カ ヒアリング審査等を欠席した場合は、企画提案書等の審査、評価及び特定から除外する。
- (8) 審査方法
- 審査方法については、厚真町新庁舎等ネットワーク基本設計委託業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）によるヒアリング審査等を経て、厚真町新庁舎等ネットワーク基本設計委託業務に関する公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、企画提案書等についての総合評価を行うものとする。

## 7. 参加の辞退及び失格事項

参加表明書又は企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、あらかじめ当町が指定する日（参加資格要件確認結果通知<企画提案書の提出要請>の際に、期日を指定して通知する。）までに辞退届（様式第9号）を担当部署あてに持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）すること。なお、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 提出期限までに企画提案書が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを無断で欠席したもの。

## 8. 受託候補者の選定、通知及び公表

### (1) 受託候補者等の選定方法

選考委員会は、ヒアリング審査等の結果及び評価要領に基づく評価結果をもとに、合計得点が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選考委員会の合議により順位を決定する。ただし、総得点の6割以上の点を得られなかった場合は、受託候補者として選定されない。

### (2) 審査結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を選定した結果は、速やかに参加者全員に対し電子メールにより次の事項を通知するものとする。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

- ア 最優秀提案者及び優秀提案者
- イ 評価点数（合計点のみ）
- ウ 優秀提案者にあつては、今後の契約手続きの旨

### (3) 審査結果の公表

受託候補者等の選定結果は、厚真町役場掲示場及び厚真町公式ウェブサイト上において次の事項について公表するものとする。

- ア 受託候補者等  
（受託候補者及び次点者のみ公表とし、それ以外の参加者名は公表しない。）
- イ 評価点数（合計点のみ）
- ウ 受託候補者の特定理由

### (4) その他

選考委員会の議事録及び各選考委員の採点結果は、公表しない。

## 9. 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

発注者（町）は、受託候補者と本業務について協議を行い、内容について合意のうえ、業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

- ① 交渉が不調となった場合
  - ② 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
  - ③ その他の理由により契約ができなかった場合
- (2) 契約保証金  
要しない。
- (3) 契約書作成の要否  
作成を要する。
- (4) 委託金額の支払条件  
本業務の完了（業務完成検査確認）後の一括後払いとし、検査完了後に適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- (5) 再委託等の禁止
- ア 本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- イ 本委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて発注者の承諾を得なければならない。

## 10. その他 注意事項等

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング審査等の参加費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、原則として参加者に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (5) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用には供しない。
- (6) 提出された書類は、プロポーザルの手続き及びこれに関連する事務処理において必要があるときは、複製する場合がある。

厚真町新庁舎等ネットワーク基本設計委託業務に関する公募型プロポーザル評価要領  
 評価項目及び配点

評価内容		評価項目	配点
1. 提案書評価			
1-1	組織・人員の体制（本業務における推進体制・管理体制・担当人員の業務実績等）	・認証取得状況等は十分であるか	35
		・業務実施体制が業務を遂行できるものになっているか	
		・担当人員のスキルが業務を遂行できるレベルになっているか	
1-2	業務実績（同種・同類の業務実績等）	・同種のネットワーク基本設計案件の業務実績を有しているか	30
		・同類のネットワーク導入及び運用案件の業務実績を有しているか	
1-3	実施内容の提案（機能性・信頼性・運用性・拡張性等の視点におけるアピールポイント）	・実現性のあるスケジュールとなっているか	70
		・本業務の目的と業務内容について理解しているか	
		・既存ネットワーク環境の課題を明示し、解決策への対応が提案されているか	
		・将来的なネットワークを見据えた拡張性のある提案となっているか	
		・ガバメントクラウドへの移行など国の動向を考慮した提案となっているか	
		・新庁舎へのシステム移行が安全で確実に実施できる機能や方式が提案されているか	
		・導入後の運用業務を考慮した提案がされているか	
2. ヒアリング審査		・簡潔、明瞭な説明になっているか	30
		・質問に対する的確な回答ができているか	
		・本業務に対する姿勢、熱意は感じられるか	
3. 価格評価（見積書）		・本業務の事業費は妥当か	15
計			180